（地Ⅲ94F）
平成２２年９月１６日

都道府県医師会
　感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保　坂　シゲリ

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種等に係る委託契約の締結等について

平成２２年１０月１日からの新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業における契約の締結等に関する事務手続きに当たっての具体的方法及び留意事項について、今般、厚生労働省健康局結核感染症課より別添のとおり各都道府県等新型インフルエンザ担当課宛に通知がなされました。

なお、２（２）ウにおいて、都道府県医師会における契約書及び受託医療機関リストの地方厚生（支）局への送付を９月２４日までを目安としておりますが、あくまでも目安であり、同日までの送付を強要するものではないことにご留意いただきたいと存じます。

また、受託医療機関の確保及び契約の締結並びに接種費用の設定については、追って「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」を通知することとしています。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会及び関係医療機関等へ周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

事　務　連　絡
平成２２年９月１４日

都道府県
各　政 令 市　新型インフルエンザ対策担当課　御中
特 別 区

厚生労働省健康局結核感染症課

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種等に係る委託契約の
締結等について

平成２２年１０月１日から国が行う新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業（以下「新たなワクチン接種事業」という。）により、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）等を行う医療機関（以下「受託医療機関」という。）について、その確保及び契約の締結並びに接種費用の設定については、追って「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」を通知することとしていますが、事前に契約の締結等に関する事務手続きを進める必要があることから、その実施に当たっての具体的方法及び留意事項について、下記のとおりとすることとしましたので、よろしくお取り計らい願います。

記

１　市町村におけるワクチン接種を行う医療機関の確保

（１）基本的考え方

市町村は、現在実施している新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業における受託医療機関の状況及び接種の状況並びに予防接種法に基づく定期接種における接種医療機関の状況及び接種の状況等を勘案し、平成２２年１０月１日から管内におけるワクチン接種が円滑に行われるよう、医療機関（診療科）の不足及び偏在等を考慮しつつ、ワクチン接種等を行う医療機関（国が所管する独立行政法人等に属する医療機関を含む）を確保する。

また、市町村は、郡市区医師会その他医療関係団体及び近隣の市町村等と連携し、ワクチン接種を行う医療機関を決定する。

（２）医療機関リストの作成及び報告

ア　市町村は、ワクチン接種を行う医療機関名等を記載した医療機関リスト（別紙様式１）を作成し、都道府県並びに都道府県医師会及び郡市区医師会に送付する。

イ　都道府県は、市町村ごとの医療機関リストが取りまとまり次第、厚生労働省に送付する。

２　医療機関との委託契約の締結

（１）基本的な考え方

今般のワクチン接種は厚生労働省がその主体として実施するものであることから、厚生労働省が、直接、ワクチンの接種に係る業務の実施について、医療機関と委託契約を締結するものとする。

ただし、実際の委託契約の締結に係る事務の実施に際しては、市町村や郡市区医師会等の関係機関の協力を得ながら、次のとおり実施するものとする。

（２）医師会が取りまとめる医療機関との委託契約

ア　医療機関における委任状の作成及び送付について

郡市区医師会の取りまとめのもとでの委託契約の締結を希望する医療機関は、医療機関名及び医療機関管理者名（医療法に基づき当該医療機関を管理する者をいう。以下同じ。）等を記載し、医療機関管理者の印を押印した委任状（別紙様式２）を作成し、郡市区医師会に送付する。

イ　郡市区医師会における受託医療機関リストの作成及び送付について

郡市区医師会は、医療機関から受理した委任状により、市町村から受理した医療機関リストを活用し、受託医療機関の名称、医療機関管理者名、住所を記載した受託医療機関リスト（別紙様式３）を作成し、当該受託医療機関リスト及び委任状を都道府県医師会に送付する。

ウ　都道府県医師会における受託医療機関リストの取りまとめ及び契約書の作成並びに送付について

都道府県医師会は、郡市区医師会から受理した受託医療機関リストを取りまとめ、契約書（別紙様式４）について、最終頁に丙として、都道府県医師会代表者の役職名及び氏名を記載（契約締結年月日は記載しない）し、代表者の印を押印した上で、９月２４日までを目安に、当該契約書及び受託医療機関リストを当該都道府県医師会の住所地を管轄する地方厚生（支）局（以下「地方厚生（支）局」という。）に送付する。

エ　地方厚生（支）局における契約の締結について

（ア）契約書の確認について

地方厚生（支）局は、都道府県医師会から受理した契約書について、最終頁

に丙として、都道府県医師会代表者の役職名及び氏名が記載されていること及び代表者の印が押印されていること並びに別紙として、受託医療機関リストが添付されていることを確認する。

（イ）地方厚生（支）局における契約締結日の記載及び厚生労働大臣の押印について

地方厚生（支）局は、１０月１日までに、契約締結日を記載するとともに、甲として、厚生労働大臣印を押印する。

（ウ）契約書の送付について

地方厚生（支）局は、契約書の写しをとり、当該写しを都道府県医師会に送付する。

オ　契約の締結が完了した旨の周知について

（ア）都道府県医師会における周知

都道府県医師会は、契約の締結が完了した旨を、郡市区医師会に周知する。

（イ）郡市区医師会における周知

郡市区医師会は、都道府県医師会から契約の締結が完了した旨の連絡を受け、その旨を受託医療機関に周知する。

カ　都道府県医師会における契約書の保管

都道府県医師会は、本契約が終了するまでの間、契約書の写し、受託医療機関リスト及び委任状を適切に保管する。

（３）市町村が取りまとめる医療機関との委託契約

ア　医療機関における契約書の作成及び送付について

医師会による契約の締結を行わず、国との委託契約の締結を希望する医療機関は、契約書（別紙様式５）について、１頁にワクチン接種を行う医療機関名（医療機関管理者名の記載は必要ない）を記載するとともに、最終頁に乙として、医療機関名（契約書の１頁に記載した医療機関名）、医療機関管理者の役職名及び氏名を記載し、医療機関管理者の印を押印（契約締結年月日の記載は必要ない）した上で、当該契約書を市町村に送付する。

イ　市町村における契約書の確認並びに取りまとめ及び送付

（ア）契約書の確認について

市町村は、医療機関から受理した契約書について、１頁に医療機関名が記載されていること及び最終頁に乙として、医療機関管理者の役職名及び氏名が記載されていること並びに医療機関管理者の印が押印されていることを確認する。

（イ）契約書の取りまとめ及び送付について

市町村は、医療機関から受理した契約書を取りまとめ、受託医療機関リスト（別紙様式３）を作成し、９月２４日までを目安に当該契約書及び受託医療機関リストを地方厚生（支）局へ送付する。

ウ　地方厚生（支）局における契約の締結

（ア）契約書の確認について

地方厚生（支）局は、市町村から受理した契約書について、１頁に、医療機関名が記載されていること及び最終頁に乙として、医療機関管理者の役職名及び氏名が記載されていること並びに医療機関管理者の印が押印されていることを確認する。

（イ）地方厚生（支）局における契約締結年月日の記載及び厚生労働大臣の押印について

地方厚生（支）局は、１０月１日までに、契約締結年月日を記載するとともに、甲として、厚生労働大臣印を押印する。

（ウ）契約書の送付について

地方厚生（支）局は、契約書の写しをとり、当該写しについて、都道府県を経由して市町村に送付する。

（エ）市町村における契約書（写し）の送付

市町村は、都道府県より受理した契約書の写しを、当該受託医療機関に送付する。

（オ）受託医療機関における契約書の保管

受託医療機関は、本契約が終了するまでの間、契約書の写しを適切に保管する。

（４）国立の医療機関との契約

国立の医療機関については、別途、厚生労働省健康局結核感染症課と協議の上、厚生労働省が当該医療機関と委託契約を締結する。

また、委託契約締結後に厚生労働省から都道府県を通じて各市町村に受託医療機関リストを送付する。

３　市町村における接種費用の設定

（１）基本的考え方

市町村は、新たなワクチン接種事業における接種費用を設定する。

なお、市町村は、接種費用を設定する場合、郡市区医師会その他団体等関係機関

と十分な協議を行う。
都道府県は、市町村が接種費用を設定するに当たり、必要な協力及び支援を行う。

（２）接種費用の設定区分
市町村は、次に掲げる区分に応じた接種費用を設定する。
①１回目の接種の場合
②２回目の接種であって１回目の接種を当該受託医療機関が行っている場合
③２回目の接種であって１回目の接種を当該受託医療機関が行っていない場合
④予診の結果、接種を行えなかった場合

（３）接種費用の取りまとめ及び報告

ア　市町村における報告及び周知
市町村は、それぞれの区分に応じて設定した接種費用の額について、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業の接種費用（市町村用）」（別紙様式６）を作成し、都道府県、郡市区医師会及びワクチン接種を行う医療機関に送付する。

イ　都道府県における取りまとめ及び報告
都道府県は、市町村から報告された「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業の接種費用（市町村用）」を取りまとめ、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業の接種費用（都道府県用）」（別紙様式７）を作成次第、厚生労働省及び都道府県医師会に送付する。

ウ　ワクチン接種を行う医療機関及び都道府県医師会における保管
ワクチン接種を行う医療機関及び都道府県医師会は、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業の接種費用」（別紙様式６又は７）を契約書の写しとともに適切に保管する。

４　留意事項

（１）受託医療機関の確保について
新たなワクチン接種事業に基づきワクチン接種を行う医療機関は国との契約が必要となるが、これは、ワクチン接種は、まれに重篤な副反応を生じることがあり、接種に当たって十分な予診及びワクチンの有効性・安全性の説明並びに接種意思の確認が行われることを担保する必要があること、健康被害の救済について、「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」（改正予防接種法案が施行された場合は、当該予防接種法）を適用すること（接種行為そのものに対する健康被害もその救済の対象となる）、ワクチンの接種を受けた者が低所得者であった場合、市町村が実施する低所得者に対する助成事業を受けられるようにすること等の観点からであり、住民が公平かつ適正に接種を受けることができる環境をつくることが必要なことから、都道府県、市町村、都道府県医師会及び郡市区医師会においては、ワクチン接種を行う医療機関は、契約を締結した上で接種を

実施していただけるよう、周知をお願いする。

（２）契約書の様式及び所持について

ア　今回の契約の締結に当たっては、契約事務を迅速に実施すること及び全ての受託医療機関が同一の契約を締結することを考慮し、都道府県医師会又は受託医療機関が契約書を１部作成し、袋とじにせず、各頁に甲及び乙又は丙の割印は押印しないものとする。

イ　締結された契約書の原本は地方厚生（支）局で持ち、その写しを都道府県医師会又は受託医療機関で持つものとする。

（３）市町村が取りまとめた契約書の送付について

市町村は、取りまとめた医療機関の契約書を地方厚生（支）局に送付する場合においては、効率的な事務処理が行えるよう、できる限り取りまとめた上で送付するものとする。

（４）契約を締結する場合の特例について

ア　受託医療機関との契約の締結は、新たなワクチン接種事業が開始される平成２２年１０月１日までに完了するものとする。

イ　ただし、今回は、市町村が管内の受託医療機関の確保に時間を要すること、契約書及び低所得者に対する接種費用の助成に係る国庫補助基準額等の提示から接種開始日である１０月１日までに時間的な余裕がないこと等から、１０月１日に契約が完了していない医療機関があった場合においては、１により、市町村がワクチン接種を行う医療機関として確保し、医療機関リストに掲載されている医療機関は受託医療機関となる意思が示されていることから、新たなワクチン接種事業によるワクチン接種を１０月１日より開始して差し支えないものとして取り扱う。

その場合における契約締結日は、新たなワクチン接種事業による接種の開始日である１０月１日として取り扱う。

ウ　なお、上記取り扱いの期間が長期に及ぶことは望ましくないので、地方厚生（支）局、都道府県医師会、郡市区医師会及び市町村は速やかに事務処理を進め、できる限り早期に契約を完了できるようにお願いする。

（５）接種開始後（１０月１日以降）における新たな受託医療機関の追加について

ア　ワクチンの接種状況等を踏まえ、市町村が新た受託医療機関を追加する必要がある場合は、上記２により契約を締結するものとする。

なお、その場合における接種開始日は、契約が締結された日からとする。

イ　市町村における受託医療機関の追加は、効率的な事務処理上の理由から、計画的に行うものとする。また、地方厚生（支）局においては、一定期間を取りまとめて、締結の決裁をとることとして差し支えない。

（６）都道府県医師会が代理契約を行う方式の場合の特例について

ア　上記（５）の場合で、都道府県医師会が代理で契約を行う方式により、新たに受託医療機関を追加する場合は、既に当該都道府県医師会との間に締結された契約書に添付された受託医療機関リストに、新たに医療機関を追加する方法によるものとし、新たに契約書を作成することを要しないものとする。

イ　都道府県医師会は、受託医療機関リストに当該医療機関名等を追加して記載し、地方厚生（支）局に送付する。

ウ　地方厚生（支）局は、受託医療機関が追加された日付が確認できるよう、受託医療機関リストに当該日付を記載するとともに、当該受託医療機関リストを都道府県医師会に送付する。

（７）契約の締結等に係る疑義の照会

委託契約の締結等に関して疑義等が生じた場合、医療機関及び郡市区医師会は市町村に、都道府県医師会は都道府県に照会するとともに、市町村及び都道府県において疑義等が生じた場合は、厚生労働省都道府県支援チームに照会する。

別紙様式1

医療機関リスト

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

接種医療機関名	所在地（住所）	医療機関管理者名	接種範囲	契約方法（予定）

※「接種範囲」欄には、当該受託医療機関に勤務する医療従事者及び当該受託医療機関に入院又は通院する者以外の者に接種を行わない場合は、「×」を記入すること。
※「契約方法（予定）」欄には、医師会を通じた契約を予定している場合は「1」、市町村を通じた契約を予定している場合は「2」、国直轄の医療機関は「3」を記入すること。

別紙様式２

委　任　状

厚生労働大臣と本医療機関との間で、新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）のワクチンの接種に係る業務の実施に関し、別添契約書により契約を締結する件について、　　医師会に委任いたします。

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医療機関住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医療機関管理者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

別紙様式3

受託医療機関リスト

都道府県名

受託医療機関名	所在地（住所）	医療機関管理者名

別紙様式４

【国と都道府県医師会とが代理契約を締結する場合】

新型インフルエンザ予防接種業務委託契約書

厚生労働大臣（以下「甲」という。）と医療機関（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義則）
第一条　甲及び乙は、関係法令を遵守し、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）
第二条　新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）について、甲が実施する、新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）のワクチン（以下単に「ワクチン」という。）の接種等に係る事業（以下「新型インフルエンザ予防接種事業」という。）が円滑に行われるように、乙は医学的見地から協力するとともに、ワクチンの接種等の必要な業務を行い、我が国における新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）による健康被害を最小限度のものとすることを目的とする。

（委託業務）
第三条　甲は、新型インフルエンザ予防接種事業におけるワクチンの接種に係る業務の実施を乙に委託するものとし、乙はこれを受託するものとする。
２　乙は、前項において受託した接種を行うに当たっては、甲が定める「新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」及び「受託医療機関における新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）ワクチン接種実施要領」の規定を遵守するものとし、甲の指導の下に当該業務を行うものとする。
３　乙は、本契約の締結における医療機関の名称及び開設者名又は管理者名につき変更があった場合には、速やかに甲に通知するものとする。

（委託業務の範囲）
第四条　前条の規定に基づいて、乙が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　予防接種の説明
二　予診
三　ワクチンの接種
四　接種後の保健指導
五　接種したワクチンのメーカー名、ロットナンバー及び接種年月日等の記録
六　予防接種済証の交付
七　ワクチンの管理
八　医療機関の所在地を管轄する市町村に対する被接種者の数及び年齢等の報告
九　甲に対する重篤な副反応の発生に係る情報の報告
十　その他ワクチンの接種のために必要な業務

（実費徴収）
第五条　乙は、ワクチン接種を受けた者等から、市町村が定めた接種費用を徴収する。
２　前項の規定にかかわらず、乙に従事する医療従事者に対するワクチン接種及び乙の医療機関以外の場所でワクチン接種を行った場合並びに市町村等において実費負担の軽減事業が実施され、市町村等から別に医療機関にその費用が支払われる場合には、この限りでない。

（賠償責任）
第六条　甲は、接種に関して被接種者の生命又は身体に損害が生じたときは、その損害が接種を担当した乙又は乙の従業員（医師又は看護師等を含む。以下同じ。）の故意又は過失による場合にも、国家賠償法の範囲内で、賠償責任を負うものとする。
２　甲が接種に関して、被接種者に対し国家賠償法の範囲内で賠償責任を負うこととなった場合において、乙又は乙の従業員に故意又は重大な過失があったときは、甲は、乙に対し求償することができる。

（被接種者の個人情報等の取扱い）
第七条　甲及び乙は、委託業務の遂行上知り得た被接種者に関する情報を第三者に開示し又は漏らしてはならない。この契約が期間満了により終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（再委託の禁止）
第八条　乙は、委託業務（予防接種済証の交付等を除く。）を自ら行うものとし、その実施を再委託することはできない。ただし、甲と事前に協議しその了解を得た場合は、この限りでない。
２　前項ただし書の場合において、業務の実施を再委託する場合は、当該再委託先について、本書の規定を準用するものとする。

（解除等）
第九条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
一　この契約に違反したと認められるとき
二　委託業務の実施が不適当と認められるとき
三　この契約を履行することができないと認められるとき
２　乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、残余ワクチンの購入費用、得べかりし利益その他一切の補償を甲に請求することができない。

（協議）
第十条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲丙協議の上解決する。

（委託期間）
第十一条　この契約による委託期間は、平成２２年１０月１日から甲が新型インフルエンザ予防接種事業を終了する旨通知するまでの期間とする。
　ただし、乙が第四条第九号に掲げる事項について報告を行う場合は、この限りではない。

この契約の締結を証するため、本書１通作成し、甲丙記名押印の上、甲が保管する。

平成２２年　　月　　日

甲　東京都千代田区霞が関１－２－２
厚生労働大臣
乙　別紙２に掲げる医療機関
丙　乙の代理として、

別紙様式５

【国と受託医療機関とが直接契約を締結する場合】

新型インフルエンザ予防接種業務委託契約書

厚生労働大臣（以下「甲」という。）と医療機関　　（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義則）
第一条　甲及び乙は、関係法令を遵守し、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）
第二条　新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）について、甲が実施する、新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）のワクチン（以下単に「ワクチン」という。）の接種等に係る事業（以下「新型インフルエンザ予防接種事業」という。）が円滑に行われるように、乙は医学的見地から協力するとともに、ワクチンの接種等の必要な業務を行い、我が国における新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）による健康被害を最小限度のものとすることを目的とする。

（委託業務）
第三条　甲は、新型インフルエンザ予防接種事業におけるワクチンの接種に係る業務の実施を乙に委託するものとし、乙はこれを受託するものとする。
２　乙は、前項において受託した接種を行うに当たっては、甲が定める「新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」及び「受託医療機関における新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）ワクチン接種実施要領」の規定を遵守するものとし、甲の指導の下に当該業務を行うものとする。
３　乙は、本契約の締結における医療機関の名称及び開設者名又は管理者名につき変更があった場合には、速やかに甲に通知するものとする。

（委託業務の範囲）
第四条　前条の規定に基づいて、乙が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　予防接種の説明
二　予診
三　ワクチンの接種
四　接種後の保健指導
五　接種したワクチンのメーカー名、ロットナンバー及び接種年月日等の記録
六　予防接種済証の交付
七　ワクチンの管理
八　医療機関の所在地を管轄する市町村に対する被接種者の数及び年齢等の報告
九　甲に対する重篤な副反応の発生に係る情報の報告
十　その他ワクチンの接種のために必要な業務

（実費徴収）
第五条　乙は、ワクチン接種を受けた者等から、市町村が定める接種費用を徴収する。
２　前項の規定にかかわらず、乙に従事する医療従事者に対するワクチン接種及び乙の医療機関以外の場所でワクチン接種を行った場合並びに市町村等において実費負担の軽減事業が実施され、市町村等から別に医療機関にその費用が支払われる場合には、この限りでない。

（賠償責任）
第六条　甲は、接種に関して被接種者の生命又は身体に損害が生じたときは、その損害が接種を担当した乙又は乙の従業員（医師又は看護師等を含む。以下同じ。）の故意又は過失による場合にも、国家賠償法の範囲内で、賠償責任を負うものとする。
２　甲が接種に関して、被接種者に対し国家賠償法の範囲内で賠償責任を負うこととなった場合において、乙又は乙の従業員に故意又は重大な過失があったときは、甲は、乙に対し求償することができる。

（被接種者の個人情報等の取扱い）
第七条　甲及び乙は、委託業務の遂行上知り得た被接種者に関する情報を第三者に開示し又は漏らしてはならない。この契約が期間満了により終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（再委託の禁止）
第八条　乙は、委託業務（予防接種済証の交付等を除く。）を自ら行うものとし、その実施を再委託することはできない。ただし、甲と事前に協議しその了解を得た場合は、この限りでない。
２　前項ただし書の場合において、業務の実施を再委託する場合は、当該再委託先について、本書の規定を準用するものとする。

（解除等）
第九条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
一　この契約に違反したと認められるとき
二　委託業務の実施が不適当と認められるとき
三　この契約を履行することができないと認められるとき
２　乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、残余ワクチンの購入費用、得べかりし利益その他一切の補償を甲に請求することができない。

（協議）
第十条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上解決する。

（委託期間）
第十一条　この契約による委託期間は、平成２２年１０月１日から甲が新型インフルエンザ予防接種事業を終了する旨通知するまでの期間とする。
　ただし、乙が第四条第九号に掲げる事項について報告を行う場合は、この限りではない。

この契約の締結を証するため、本書１通作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管する。

平成２２年　　月　　日

甲　　東京都千代田区霞が関１－２－２
　　厚生労働大臣
乙　　（住　　所）
　　（医療機関名）
　　（医療機関管理者氏名）

別紙様式6

新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチン接種事業の接種費用（市町村用）

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①1回目の接種の場合

（単位：円）

	二類定期接種対象者	二類定期接種対象者以外の者
低所得者		
低所得者以外の者		

②2回目の接種であって、1回目の接種を当該受託医療機関が行っている場合

（単位：円）

	二類定期接種対象者	二類定期接種対象者以外の者
低所得者		
低所得者以外の者		

③2回目の接種であって、1回目の接種を当該受託医療機関が行っていない場合

（単位：円）

	二類定期接種対象者	二類定期接種対象者以外の者
低所得者		
低所得者以外の者		

④予診の結果、接種を行えなかった場合

（単位：円）

	二類定期接種対象者	二類定期接種対象者以外の者
低所得者		
低所得者以外の者		

※「二類定期接種対象者以外の者」のうち「低所得者以外の者」については、市町村が一定額を定めた場合にはその額を記載し、医療機関ごとに定めることとした場合には「上限額」と記載すること。

別紙様式7

新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチン接種事業の接種費用（都道府県用）

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

市町村名	①1回目の接種の場合			②2回目の接種であって、1回目の接種を当該医療機関が行っている場合			③2回目の接種であって、1回目の接種を当該受託医療機関が行っていない場合			④予診の結果、接種を行えなかった場合		
	二類定期接種対象者	二類定期接種対象者以外の者		二類定期接種対象者	二類定期接種対象者以外の者		二類定期接種対象者	二類定期接種対象者以外の者		二類定期接種対象者	二類定期接種対象者以外の者	
		低所得者	低所得者以外の者		低所得者	低所得者以外の者		低所得者	低所得者以外の者		低所得者	低所得者以外の者

※「二類定期接種対象者以外の者」のうち「低所得者以外の者」については、市町村が一定額を定めた場合にはその額を記載し、医療機関ごとに定めることとした場合には「上限額」と記載すること。